

# 沿道掘削願いに関する留意事項

## 【沿道掘削願いについて】

- ・ビル等の建築物の新築工事や解体工事に伴い当該敷地内を掘削する場合、道路への影響を確認するために沿道掘削願いの提出をお願いしています。
- ・沿道区域指定の基準については「渋谷区沿道区域指定の基準に関する条例」を確認してください。

## 【窓口】

- ・窓口は渋谷区役所庁舎内にある土木部企画管理課占用係となります。（TEL：03-3463-2784）
- ・来庁される際には必ず電話で事前予約をしてお訪ねください。事前予約がない場合、提出や相談をお受けできない場合があります。

## 【事前相談】

- ・沿道掘削の提出前に図面や写真等を持参して相談してください。写真は施工する道路施設だけでなく、周辺の道路状況が分かるようなものを準備してください。
- ・また、必ず道路境界確定等の有無を確認し、道路境界確定図等、境界標の写真等を用意したうえで相談してください。

## 【沿道掘削願いの提出】

- ・届出書の提出先は企画管理課占用係です。（渋谷区宇田川町1番1号）
- ・添付図書は届出書の記載順に取りまとめ、正・副それぞれの届出書に添付して提出してください。
- ・届出書表紙への押印は不要ですが、誓約書、委任状は押印が必要です。
- ・届出書には「掘削延長」「掘削深度」「道路からの離れ」を記載してください。それぞれの考え方は次のとおりです。また、それぞれの数値が読み取れるよう平面図および断面図を『山留計画図』として一枚にまとめてください。

掘削延長：基準で示された範囲のうち、区道に面している掘削範囲の延長。

道路に2面以上接する場合、届出書には延長の合計を記載する。

掘削深度：基準で示された範囲のうち、最も深く掘削する箇所のレベルと前面道路のレベルの差。

届出書には最も深くなる数値を記載する。

道路からの離れ：道路境界線等から山留前面（道路に近い方）までの距離。

届出書には最も近くなる数値を記載する。

## 【沿道掘削受理書の返却】

- ・返却の目安については、提出いただいてから概ね **10 営業日後** となります。
- ・返却の際に着手届の用紙をお渡しします。必要事項を記入のうえ提出してください。

## 【企業と舗装復旧が競合するときの現場立会い】

- ・東京電力・NTT・東京ガス・水道局等の供給管引込工事と舗装復旧が競合する場合、舗装復旧工事前に現場立会いが必要となります。

**【完了届の提出について】**

- ・ 工事完了後、完了届と完了写真を提出してください。
- ・ 完了写真は、施工前・施工後の写真を任意の様式で取りまとめてください。

**【狭あい道路での沿道掘削】**

- ・ 当該敷地が狭あい道路に接している場合、届出書に狭あい道路拡幅整備事前協議等協議書の写しを添付してください。

**【商店街路線で承認工事を行う場合について】**

- ・ 当該敷地が商店街路線である場合、承認工事の申請前に商店会に工事概要を事前説明を行ってください。

**【道路施設を損傷させた場合】**

- ・ 建築工事等に伴い道路施設を損傷させた場合、復旧箇所を現場立会いにより指示しますので、区担当者まで連絡ください。